

秋田県PRキャラクター「んだッチ」利用許諾取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県PRキャラクター「んだッチ」(以下「んだッチ」という。)のイラスト、写真及びイラストから製作した立体物(以下「イラスト等」という。)並びにんだッチの着ぐるみの動画(以下「動画」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(イラスト等の利用に関する権利)

第2条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、秋田県に属する。

(利用の許諾の申請等)

- 第3条 イラスト等を利用しようとする者は、あらかじめ秋田県知事(以下「知事」という。)の許諾を受けなければならない。
- 2 許諾を受けようとする者は、利用申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、許諾の申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の追加提出を求めることができる。

(報道機関による利用)

- 第4条 前条にかかわらず、報道機関が報道目的以外の放送又は記事等で、イラスト等を利用しようとするときは、知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、利用届出書(様式第2号)によらなければならない。

(許諾の手続)

- 第5条 知事は、第3条第1項の許諾(以下「許諾」という。)申請があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは許諾を行うものとする。
- 2 知事は、許諾には、イラスト等の利用方法等について、必要な条件を付することができる。
- 3 許諾の期間は、許諾の日から1年を超えないものとする。
- 4 許諾は、利用許諾書(様式第3号)により行うものとする。

(許諾の制限)

- 第6条 知事は、許諾の申請を行った者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾をしないものとする。
- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合

- (2) 県の信用又は品位を害するおそれがある場合
 - (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
 - (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがある場合。ただし、県のPRに特に効果があると知事が認める場合には、この限りでない。
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに利用されるおそれがある場合
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はその広告等に利用される場合
 - (7) イラスト等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
 - (8) んだッチのイメージを損なうおそれがある場合
 - (9) んだッチのイラストの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がんだッチのイラストから製作した立体物と認められない場合
 - (10) その他知事がイラスト等の利用が適当でないとする場合
- 2 知事は、承諾を行わない場合は、利用不承諾通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用料）

第7条 イラスト等の利用料は、無料とする。

（承諾を受けた者の遵守事項）

第8条 承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用に当たっては、承諾を受けた内容に限ること。
- (2) 承諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 著作権者の表示及び承諾番号（「©2015 秋田県んだッチ*****（*****には知事が承諾の際に個別に指定する承諾番号を記載する。以下同じ。）」又は「©2015akitapref.ndatchi*****」）を、第4条の規定により利用する者にあつては、著作権者の表示（「©2015 秋田県んだッチ」又は「©2015akitapref.ndatchi」）を、承諾を受けた対象物件又は当該対象物件の包装等（以下「対象物件等」という。）に行うこと。
- (4) 当該承諾に係る利用対象物件等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、当該完成品の写真又はサンプルの提出が困難な場合には、知事が別に指示する物を提出すること。
- (5) 知事が行う売上調査及び照会に応じること。
- (6) その他知事の指示に従うこと。

(許諾内容の変更の申請)

第9条 利用者は、許諾の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の許諾(以下「変更の許諾」という。)を受けなければならない。

2 第3条(第1項を除く。)及び第5条から前条までの規定は、変更の許諾について準用する。この場合において、第3条第2項中「利用申請書(様式第1号)」とあるのは「利用変更申請書(様式第5号)」と、第5条第4項中「利用許諾書(様式第3号)」とあるのは「利用変更許諾書(様式第6号)」と読み替えるものとする。

3 変更の許諾があった場合、変更後の許諾期間は、変更前の許諾期間の終期までとする。

(許諾の取消し)

第10条 知事は、利用者がこの要領及び許諾の内容に違反していると認められるときは、許諾又は前条第1項の規定による変更の許諾を取り消すことができる。この場合において、生じた損害について、利用者がその責めを負うものとする。

2 前項の規定による許諾の取消しは、利用許諾取消書(様式第7号)により行うものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この要領による許諾は、当該利用者に独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではなく、当該利用者又は当該利用対象物件等について県が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第12条 次に掲げる場合に生じた損害について、第10条第1項後段の規定を準用する。

- (1) 知事が許諾又は変更の許諾を行ったことに起因し利用者に損害が生じた場合
- (2) 利用者が、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合
- (3) 利用者が、イラスト等の利用に際して県に損害を与えた場合

(動画の利用)

第13条 動画の利用は、原則として許諾しない。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 第3条及び第5条から前条までの規定は、前項ただし書きの規定による動画の利用の許諾について準用する。この場合において、これらの規定中「イラスト等」とあるのは、「動画」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、イラスト等及び動画の利用について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月9日から施行する。